

急がれる高校生の消費者教育

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる(民法改正)議論が進んでいますが、それに伴った「若年者の消費者トラブルの増加」が大変懸念されています。

1. 成年年齢引き下げによる影響
特に、次のような契約トラブルの増加が懸念されています。

- ・未成年者取り消し権が使えなくなり、解決が難しくなること。
- ・成年になって間もない契約に不慣れな成人が、勧誘のターゲットにされるようになること。

[例：架空請求(アダルトサイトなど)、キャッチセールス、マルチ商法、アポイントメントセールス、資格商法など]

- ・クレジットカード破産(多重債務) / クレジットカードを使用した無計画な買い物やサービス・役務提供を受けること。

[例：エステ施術、自己啓発セミナーなど]

- ・投資への勧誘を受けること。

[例：仮想通貨、投資教材ソフト、情報商材など]

2. 高校の必修科目に「公共」を新設！(高校の新学習指導要領案が2018年2月に公表され、2022年度から実施される予定)

自己と社会の関わりを踏まえ、社会に参画する主体として自立して生きること(主権者教育、消費者教育等)や、他者と協働して持続可能な社会を形成すること(開発教育、環境教育、国際理解教育等)などを目指す共通必修科目として「公共」が新設されました。

このように、日々の生活の中で消費者トラブルに遭わないように、自分自身で判断できる「自立した消費者」としてたくましく生きていけるよう、また自らの生活が社会に与える影響を考え、環境や人、地域への「おもいやり」を持って「行動できる社会人」となれるよう、高校生の消費者教育をはじめとした金融教育の必要性がますます高まっています。

愛媛県金融広報アドバイザー
武田咲枝